○厚生労働省告示第百一号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和四十七年労働省告示第七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働安全衛生法第四十二条第一項の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 労働安全衛生法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。 （表略）	労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置 労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。 （表略）

○厚生労働省告示第百二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二百五十五　（略） 二百五十六　リソバリシブ、その塩類及びそれらの製剤 二百五十七～二百八十七　（略）	一～二百五十五　（略） （新設） 二百五十六～二百八十六　（略）

その他告示

○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二十三日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき	長崎市賑町5番24号	長崎市賑町5番24号	令和八年三月六日

○外務省告示第九十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年三月九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年三月九日
発行年月日　令和五年十二月十九日
旅券番号　ＭＪ二八六一二二七

○外務省告示第九十九号

令和八年二月二十六日にキーウで、緊急復旧計画（フェーズ5）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　緊急復旧計画（フェーズ5）を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六十二億円
3　贈与の供与期限　令和十年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　中込正志在ウクライナ大使
ウクライナ側　オレクシー・クレーバ復興担当副首相兼地方・国土発展大臣

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百号

令和八年二月十一日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトゥンハー州における教育インフラの災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ハイバル・パフトゥンハー州における教育インフラの災害に対する強靭性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億二千七百万円
3　署名者
日　本　側　赤松秀一在パキスタン大使
国際連合側　石垣和子国際連合人間居住計画アジア太平洋地域統括福岡本部長

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百一号

令和八年二月二十三日にアクラで、ノーザン州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する令和四年五月十九日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十一億千三百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　義本博司在ガーナ大使
ガーナ側　サムエル・オクジェト・アブラクワ外務大臣

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百二号

令和八年二月十七日にナイロビで、ケニア共和国における国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億二千六百万円
3　署名者
日　本　側　松浦博司在ケニア大使
国際連合児童基金側　シャヒーン・ニロファー在ケニア事務所代表

令和八年三月二十三日

外務大臣　茂木　敏充